

【居宅介護支援サービス 料金表】

共創みらいケアステーション新潟新発田

令和8年4月

利用料金

- 1 利用者が要介護認定を受けている場合、当社の居宅介護支援サービスに対して介護保険給付が支払われるため、利用者の自己負担はありません。(法定代理受領の場合)
- 2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出すると差額の払い戻しを受けることができます。
- 3 上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う利用料単価は、次の基本料金の通りです。

居宅介護支援費 I (i)

要介護1・2	10,860 円	介護支援専門員一人当たりの利用者の数が45件未満の場合
要介護3・4・5	14,110 円	
特定事業所加算 I	5,190円	※詳細は下記参照
特定事業所加算 II	4,210円	
特定事業所加算 III	3,230円	
特定事業所加算 A	1,140円	

○特定事業所加算

別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が加算します。

※次に掲げる区分における基準のいずれにも適合すること。

○特定事業所加算 (I) : 基準①から⑬のいずれにも適合

○特定事業所加算 (II) : 基準②から④および⑥から⑭のいずれも適合

○特定事業所加算 (III) : 基準③、④および⑥から⑮のいずれにも適合

○特定事業所加算 (A) : 基準③、④および⑥から⑭、⑯のいずれにも適合

〈基準〉

①常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名配置

②常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置

③利用者に関する情報または、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催。

④24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保

⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分 3・4・5 である者の占める割合が40%以上。

⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。

- ⑦地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介した場合でも、当該支援困難な事例の者にサービスを提供。
- ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑩サービスの提供を受ける利用者数が介護支援専門員 1 人当たり40名未満。但し居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 45 名未満。
- ⑪介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保。
- ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施。
- ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。
- ⑭常勤専従の主任介護支援専門員を配置。
- ⑮常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置。
- ⑯常勤専従の介護支援専門員を 1 名及び非常勤専従介護支援専門員を 1 名以上配置。

4 上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う加算料単価は、次の加算料金の通りです。

	加算料金	加算要件
初回加算	3,000 円	新規あるいは要介護状態が2区分以上変更された場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500 円	入院にあたり、その日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000 円	入院にあたり、入院した日の翌日、または翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500 円	退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000 円	退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000 円	退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合

退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500 円	退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報を2回以上(うち 1 回はカンファレンスによる)受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000 円	退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報を3回以上(うち 1 回はカンファレンスによる)受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合
通院時情報連携加算	500 円	利用者が診察を受ける際に同席し、医師等から必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合(月に1回を限度)
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	終末期の医療やケアの方針で利用者またはその家族の同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合

- 4 上記2の場合、利用者のサービス料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、指定の期日までに支払われない時は、契約の解約をさせていただきます。
- 5 自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含まれない場合があります。
- 6 看取り期において、介護支援専門員が居宅サービス等の利用に向けてケアマネジメント業務に及び一連の準備を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も算定させていただきます。
- 7 重要事項説明書で示したサービス実施地域にお住まいの方は、無料です。自動車にて訪問する場合は、以下の交通費を負担していただきます。

当事業所の通常のサービス実地地域を越えた地点から1kmごとに片道： 20 円